

国際テロリスト財産凍結法 改正の概要

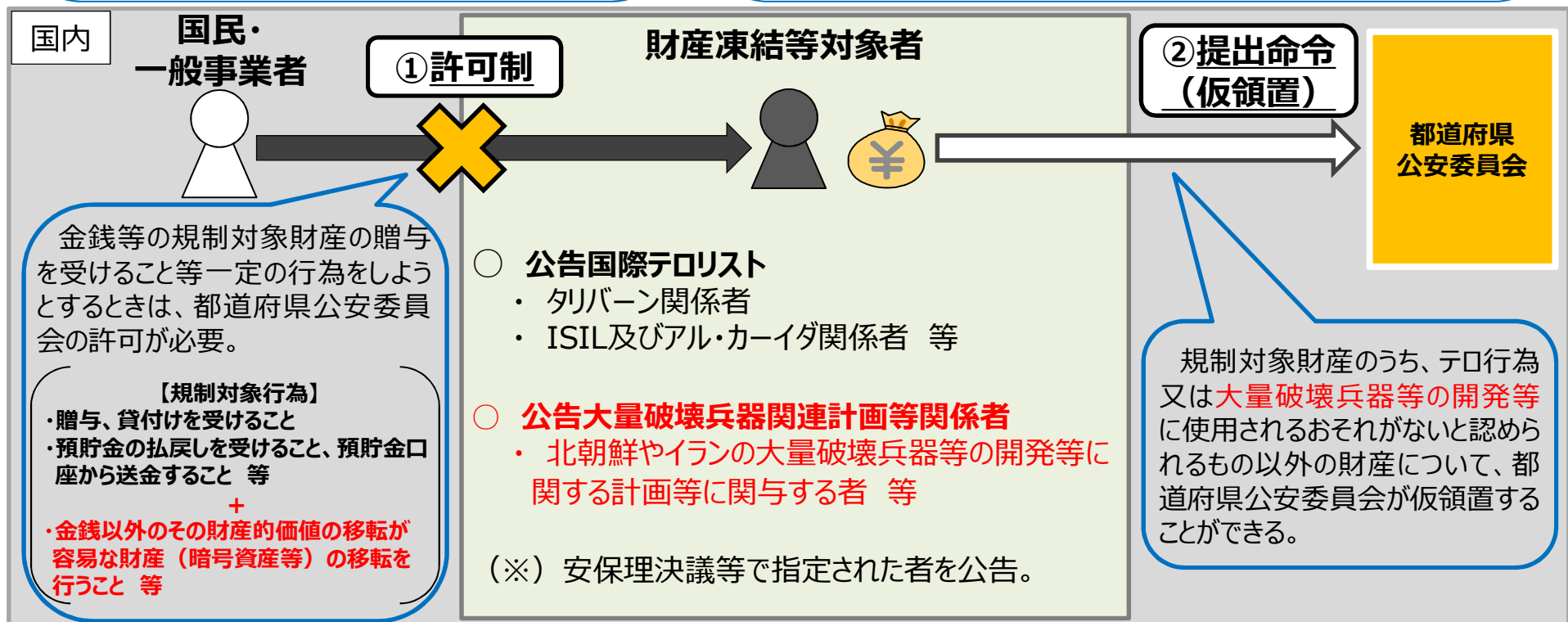
現行資産凍結制度の枠組み

対象	居住者間取引 (国内取引)	対外取引
国際テロリスト	財産凍結法	外為法
大量破壊兵器 関連計画等関係者	今改正で措置	外為法

国際テロリスト財産凍結法においては、国際テロリストが行う居住者間取引（国内取引）に対する財産の凍結等の措置のみを実施。

改正法による措置

- **大量破壊兵器関連計画等関係者への対応**
安保理決議で指定された大量破壊兵器関連計画等関係者を財産の凍結等の措置（下記①及び②）の対象に追加する。
- **金銭以外のその財産的価値の移転が容易な財産への対応**
金銭以外のその財産的価値の移転が容易な財産（暗号資産等）に係る債務の履行を受けること等を財産凍結等対象者が許可を受けべき行為に追加する。
- **題名の改正**
「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法」に改正する。



(※) **赤字**は今改正による措置。